

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第40号）

1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改正等

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料を見直すとともに、長期優良住宅の容積率の特例の許可の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年2月20日から施行することとしました。

◇新潟県部制条例及び新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 部及び局の再編

総務管理部、県民生活・環境部及び観光局を総務部、環境局及び観光文化スポーツ部とする等の再編を行うこととしました。（第1条関係）

2 教育委員会の職務権限に属する事務の移管

新潟県政記念館、新潟県立近代美術館及び新潟県埋蔵文化財センターの設置、管理及び廃止に関する事務、文化に関する事務並びに文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事へ移管することとしました。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第42号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県福祉のまちづくり条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 手数料の改正

スポーツ外来利用者が納める手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。（別表第4関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県防災基本条例（新潟県条例第44号）

1 目的

この条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の役割を明らかにすることにより、多様な主体が連携して防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする事としました。（第4条関係）

3 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、自らの防災力を高めるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする

ることとしました。(第5条関係)

- (1) 居住する地域における災害発生の危険性及び避難の指示その他の災害に関する情報に基づきとるべき行動をあらかじめ把握するなど、災害に関する知識を習得すること。
- (2) 災害の種類ごとに、想定される事態の推移に応じて災害時にとるべき行動に習熟し、避難の際に必要な物資を備蓄するなど、平時から災害に備えること。
- (3) 現に発生し、又は発生するおそれがある災害に対し、自ら情報収集しつつ、危険を回避し、安全を確保するための行動をとるなど、災害に適切に対応すること。
- (4) 災害からの地域社会の再生に係る取組に協力すること。

4 県及び市町村の応援

県及び市町村は、災害が発生したときは、一体となって被災市町村の応援を行うものとし、その応援が円滑に実施されるよう、平時から応援及びその受入れに必要な体制の整備に努めるものとする事としました。(第9条関係)

5 防災に関する行動指針

知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする事としました。(第10条関係)

6 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係手数料条例を廃止する条例（新潟県条例第46号）

1 条例の廃止

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めた条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 水道使用料の改正

新潟臨海工業用水道の水道使用料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第21条関係)

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第48号）

1 指定管理者制度の導入

新潟県立加茂病院及び新潟県立吉田病院の管理を指定管理者に行わせることができることとする事とともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第11条～第15条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第49号）

1 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料の改正

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習会等に係る手数料を新たに規定することとしました。(第7条関係)

2 道路交通法関係手数料の改正

パーキング・メーターの運用を終了したため、パーキング・メーターの作動に係る手数料等の規定を削除することとしました。(第8条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年3月15日から施行することとしました。

